

香川県条例第11号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の規制) 第4条 略</p> <p>(行為の禁止) 第5条 略</p> <p>(1) <u>係留施設</u>に積み卸し又は搬入した貨物をみだりに停滞させること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(使用の禁止等) 第6条 略</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、船舶の<u>係留</u>について場所を指定し、</p>	<p>(行為の規制) 第4条 港湾施設において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、第8条第1項又は第2項の許可を受けた者が当該許可に係る事項として行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障がある物件を係留すること。</p> <p>(2) 係留施設において爆発物その他の危険物（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）第12条に定める危険物をいう。）の荷役をすること。</p> <p>(3) 係留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発する物その他衛生上有害と認められる物の荷役をすること。</p> <p>(4) 港湾施設の形状を変更すること。</p> <p>(5) 港湾施設において物品を加工し、又は販売すること。</p> <p>(6) 港湾施設をその目的以外の目的に利用すること。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止) 第5条 何人も、港湾施設において次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>けい留施設</u>に積み卸し又は搬入した貨物をみだりに停滞させること。</p> <p>(2) 港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。</p> <p>(使用の禁止等) 第6条 略</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、船舶の<u>けい留</u>について場所を指定</p>

又はその変更を命ずることができる。

(占有又は使用の許可)

第8条 略

(占有料及び使用料)

第9条 略

(搬出又は撤去の命令)

第14条の2 略

(物件の移動等)

第14条の3 知事は、前条各号に掲げる物件が管理されず放置されていることが明らかであり、当該物件に起因して、船舶航行に支障が生じている場合又は港湾区域内の水域が著しく汚染され、若しくは汚染されるおそれがある場合において、緊急の必要があり、かつ、現場に当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）その他前条に規定する搬出又は撤去を命ずべき者がいないときその他これ

し、又はその変更を命ずることができる。

(占有又は使用の許可)

第8条 港湾施設を占有しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。その目的、方法、面積、期間又は工作物を変更しようとするときも、同様とする。

2 港湾施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。その使用期間を延長しようとするときも、同様とする。

3 略

(占有料及び使用料)

第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占有料又は使用料を県に納付しなければならない。

2 略

(搬出又は撤去の命令)

第14条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する物件について、その所有者若しくは占有者又は当該物件を放置した者に搬出又は撤去を命ずることができる。

(1) 港湾施設に放置された物

(2) 占有又は使用の許可を受けずに港湾施設に置かれ、又は係留された物

(3) 占有又は使用の許可を受けて港湾施設に置かれ、又は係留された物で当該許可の期間経過後その搬出又は撤去をしないもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、港湾施設の管理に支障を及ぼすおそれがある物

らの者が直ちに当該物件を移動することができないと認めるときは、その職員に、当該物件を知事が指定する場所に移動させることができる。

2 知事は、前項の規定により物件を移動させたときは、当該物件を保管し、速やかに港湾法第56条の4の規定に基づく監督処分その他必要な措置を行うものとする。

3 第1項に規定する移動及び前項に規定する保管に要した費用は、当該物件の所有者等その他前条に規定する搬出又は撤去を命ずべき者の負担とする。

(立入調査等)

第14条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、港湾施設の占有、使用その他の行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る場所若しくは当該行為をした者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書の提示等)

第14条の5 第14条の3第1項の規定により物件を移動する職員及び前条第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(原状回復義務)

第15条 略

第19条 略

(1)～(6) 略

(7) 第14条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(8) 略

別表 (第9条関係)

1 高松港港湾施設使用料

(原状回復義務)

第15条 略

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(6) 略

(7) 略

別表 (第9条関係)

1 高松港港湾施設使用料

略

備考

1～7 略

8 第8条第2項の許可を受けないで港湾施設を使用した場合の当該使用料の額は、本表によって計算された使用料の額の2倍に相当する額を超えない範囲で規則で定める額とする。

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
1～7 略				
8 旅客施設 使用料	車両乗降用可動橋	1回につき	1,640円	
	その他の旅客乗降 用施設	1回につき	960円	

備考

1～8 略

9 第8条第2項の許可を受けないで港湾施設を使用した場合の当該使用料の額は、本表によって計算された使用料の額の2倍に相当する額を超えない範囲で規則で定める額とする。

3・4 略

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 別表の改正規定の施行前に港湾施設を使用した場合の当該使用料については、なお従前の例による。

略

備考

1～7 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
1～7 略				
8 旅客施設 使用料	車両乗降用可動橋	1回につき	1,640円	

備考

1～8 略

3・4 略